

[狛江市]

**私立幼稚園等保護者に対する  
給付のご案内**

**(保護者用)**

(令和7年8月作成)

## 1. 対象者

- (1) 狛江市に住民登録があること（園児は必ず、保護者は1人でも可）  
※新制度に移行した園に通園する園児については、1号認定を受ける子どものみ対象
- (2) 私立幼稚園等に在園する園児の保護者であり、入園料・保育料等の利用料を納入していること
- (3) 満3歳児・3・4・5歳児を通園させている保護者であること

クラス年齢	園児の生年月日（令和7年度時点）
満3歳	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれで満3歳に到達
3歳児（年少）	令和3年4月2日～令和4年4月1日
4歳児（年中）	令和2年4月2日～令和3年4月1日
5歳児（年長）	平成31年4月2日～令和2年4月1日

- (4) 認定を受けていること

## 2. 入園時（転入時）の手続き

※狛江市外の住民として既に幼稚園等に在籍しその時にお住いの自治体で給付手続きがお済みの方が、狛江市へ転入し継続在籍する場合、狛江市でも改めて以下の給付手続きが必要です。

### (1) 手続きの時期

#### ■ 4月1日付け入園（新年度の一斉入園）の方

入園年度の前年12月末頃までにお手続きください。具体的な期限は、入園する幼稚園等を通じて連絡いたします。

#### ■ 年度途中入園（転入）の方

新規入園者は入園日の前日までにお手続きください。狛江市外の住民として既に幼稚園等に在籍し、継続在籍のまま狛江市へ転入された方は、原則、転入時にお手続きください。

## (2) 手続きの方法

原則、入園する（在籍している）幼稚園等から必要書類一式を受領し、書類一式をご作成のうえ、幼稚園等へご提出ください。

幼稚園等から、狛江市へ直接提出するよう指示がある場合は、幼稚園等の指示に従いお手続きください。

※必要書類一式は、狛江市民の在籍実績がある幼稚園等にのみ配布しております。ご入園される（在籍している）幼稚園等に、必要書類一式がない場合は「狛江市児童育成課」へご連絡いただくか、窓口へご来庁いただき、書類を入手してください。また、幼稚園等に在庫がない場合もありますので、幼稚園から必要書類をお受け取りできない場合は、狛江市児童育成課へご連絡ください。

## (3) 手続きに必要な書類

### ◀必須書類▶

#### ①希望する認定区分に応じた認定申請書

⇒9ページ以降の「4. 認定」をご覧ください必要な認定申請書をご提出ください。

#### ②口座振替依頼書

※「口座振替依頼書」は、毎年5月～6月頃に幼稚園等を経由して一斉に保護者様へ提出のご案内をしております。そのため、6月頃までにご入園（転入）される方につきましては、幼稚園等または狛江市から案内を受けるまでお待ちください。それ以降の入園（転入）者は、随時、入園（転入）時にお手続きください。

⇒入園（在籍）する幼稚園等の施設区分（※注）に応じていずれかの書類をご提出ください。

##### ▽新制度未移行幼稚園に入園

→狛江市子育てのための施設等利用費請求書及び狛江市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付申請書兼口座振替依頼書（新制度未移行園償還払い用）  
第8号様式の2（第12条関係）

##### ▽新制度移行幼稚園・認定こども園の幼稚園枠に入園

→狛江市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付申請書兼口座振替依頼書  
第1号様式（第6条関係）

《必要に応じて提出が必要な書類》

③**保育の必要性を証明する書類**

⇒9ページ以降の「4. 認定」をご覧ください必要な認定に応じた資料をご提出ください。

④**市区町村民税・都道府県民税（住民税）の課税・非課税証明書**

⇒入園日の属する年の前年1月1日時点の居住自治体が狛江市外の方のみ、  
例) 令和7年4月1日付け入園者の場合は令和6年1月1日時点

⑤**生活保護を受けてることを証明する書類**

⇒生活保護法の規定による保護を受けている方のみ。

⑥**『身体障害者手帳』の氏名が記載されているページの写し**

⇒身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方（在宅の方に限る。）のみ。

⑦**『療育手帳』の氏名が記載されているページの写し**

⇒療育手帳制度要綱の規定により療育手帳（東京都の場合は愛の手帳）の交付を受けている方（在宅の方に限る。）のみ。

⑧**『精神障害者保健福祉手帳』の氏名・生年月日・有効期限が記載されたページの写し**

⇒精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（在宅の方に限る。）のみ。

⑨**『特別児童扶養手当受給証明書』の写し**

⇒特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の方に限る。）のみ。

⑩**『年金証書』の写し**

⇒国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の方に限る。）のみ。

※注 施設区分とは、「新制度未移行幼稚園」「新制度移行幼稚園」「認定こども園」を指します。「新制度未移行幼稚園」は、保護者が園の定める保育料を支払い、その保育料に対し狛江市から給付を行います。それに対し、「新制度移行幼稚園」「認定こども園」は施設類型は異なりますが、両方とも保育料は無償化により0円となっております。そのことにより、保育料を支払い後から給付を受ける「新制度未移行幼稚園」と、保育料が0円の「新制度移行幼稚園」「認定こども園」では給付制度が異なります。そのため、施設区分に応じて手続きが異なります。

### 3. 給付の種類

給付は、以下の（１）～（５）があります。

- ※ 1 償還払いとは、保護者が幼稚園等に利用料を支払い、後から給付を受ける方法です。
- ※ 2 法定代理受領とは、狛江市から幼稚園等に対し各園児の給付額を先払いし、幼稚園等が保護者から徴収する利用料から差し引く方法です。

#### （１）新入園支度金

■ 補助上限額	30,000 円
■ 補助対象利用料	入園料
■ 補助要件	なし
■ 給付方法	償還払い（※ 1）
■ 給付時期	▽ 4月～6月入園分：8月末   ▽ 7月～8月入園分：10月末 ▽ 9月～12月入園分：2月末   ▽ 1月～3月入園分：5月末
■ 備考	・「2. 入園時（転入時）の手続き」の「（3）手続きに必要な書類」に記載した「 <b>《必須書類》</b> 」のうち「 <b>②口座振替依頼書</b> 」をご提出いただいた方へ給付します。 ・転園し新たに入園料を支払った場合は、年度が異なる場合に限り新たに支払った入園料に対する給付が可能です。

#### （２）施設等利用給付

■ 補助上限額	月額 25,700 円
■ 補助対象利用料	保育料
■ 補助要件	なし
■ 給付方法	法定代理受領（※ 2）
■ 給付時期	— （原則、保護者へ直接給付せず保育料から差し引きます。）
■ 備考	・新制度未移行幼稚園の在籍幼児のみ給付を受けられます。 ・新制度移行幼稚園及び認定こども園は、保育料が0円のため給付はありません。 ・幼稚園が法定代理受領が困難な場合は償還払いで給付することがあります。償還払いの場合は、「（1）新入園支度金」と同じスケジュールで給付いたします。 ・「2. 入園時（転入時）の手続き」の「（3）手続きに必要な書類」に記載した「 <b>《必須書類》</b> 」のうち「 <b>②口座振替依頼書</b> 」をご提出いただいた方へ給付します。

### (3) 保護者補助金

■ 補助上限額	月額 4,900 円～9,300 円 (令和 7 年 8 月まで) 月額 6,600 円～11,000 円 (令和 7 年 9 月以降)
■ 補助対象利用料	▽新制度未移行幼稚園 →保育料、その他納付金 ▽新制度移行幼稚園及び認定こども園 →特定負担額、主食費
■ 補助要件	なし
■ 給付方法	[新制度未移行幼稚園] ・ 4,900 円 (令和 7 年 9 月以降は 6,600 円) までの給付は法定代理受領 (※ 2) により給付 ・ 世帯状況に応じて、4,900 円 (令和 7 年 9 月以降は 6,600 円) を超える給付額となる場合は、超えた金額を償還払い (※ 1) で給付 [新制度移行幼稚園・認定こども園] ・ 全額償還払い (※ 1) で給付
■ 給付時期	▽ 4 月～6 月分 : 8 月末   ▽ 7 月～8 月分 : 10 月末 ▽ 9 月～12 月分 : 2 月末   ▽ 1 月～3 月分 : 5 月末
■ 備考	・ 世帯の市区町村民税所得割額及び何子に応じて金額が変動 ・ 4～8 月の補助額は前年度、9 月以降は当年度課税分により算定 ・ 「2. 入園時 (転入時) の手続き」の「(3) 手続きに必要な書類」に記載した「 <u>※必須書類</u> 」のうち「②口座振替依頼書」をご提出いただいた方へ給付します。

(以下参考 : 保護者補助金額の算定方法)

[表 1] 階層及び何子に応じた補助上限額を算出する表

(下図の※は令和 7 年 9 月以降の金額)

区分	補助限度額		
	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 1 階層	9,300 円 ※11,000 円		
第 2 階層	6,300 円 ※8,000 円	9,300 円 ※11,000 円	
第 3 階層	4,900 円 ※6,600 円		9,300 円 ※11,000 円
第 4 階層	4,900 円 ※6,600 円		8,700 円 ※10,400 円
第 5 階層	4,900 円 ※6,600 円		8,100 円 ※9,800 円
第 6 階層	4,900 円 ※6,600 円		

備考 1 「第何子」は、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児

備考 2 「第 1 階層」は、生活保護法の規定による保護を受けている世帯または、第 2 階層のうちひとり親世帯等 (注)

備考 3 「第 2 階層」は、区市町村民税所得割非課税世帯または、第 3 階層のうちひとり親世帯等 (注)

(注) ひとり親世帯等とは、以下に該当する世帯をさします。

- ・ 「2. 入園時 (転入時) の手続き」の「(3) 手続きに必要な書類」で「※必要に応じて提出が必要な書類」のうち、⑤～⑩を証明できた世帯
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない方で現に児童を扶養している方

[表2] 階層を判定する表

19歳未満の扶養親族の人数	扶養親族のうち		限度額（区市町村民税の所得割課税の額）		
	16歳未満の人数	16歳以上19歳未満の人数	第3階層	第4階層	第5階層
	1人当たり加算単価 第3階層 21,300円 第4・5階層 19,800円	1人当たりの加算単価 第3階層 11,100円 第4・5階層 7,200円	基準単価 34,500円	基準単価 171,600円	基準単価 216,700円
1人	1人	0人	55,800円	191,400円	236,500円
2人	1人	1人	66,900円	198,600円	243,700円
	2人	0人	77,100円	211,200円	256,300円
3人	1人	2人	78,000円	205,800円	250,900円
	2人	1人	88,200円	218,400円	263,500円
	3人	0人	98,400円	231,000円	276,100円
4人	1人	3人	89,100円	213,000円	258,100円
	2人	2人	99,300円	225,600円	270,700円
	3人	1人	109,500円	238,200円	283,300円
	4人	0人	119,700円	250,800円	295,900円
5人	1人	4人	100,200円	220,200円	265,300円
	2人	3人	110,400円	232,800円	277,900円
	3人	2人	120,600円	245,400円	290,500円
	4人	1人	130,800円	258,000円	303,100円
	5人	0人	141,000円	270,600円	315,700円

備考1 年齢は、前年の12月31日現在における年齢とする。

備考2 19歳未満の扶養親族の人数が6人以上の場合においては、各階層の基準単価にそれぞれ19歳未満の扶養親族の人数に応じた加算単価を加えた額を限度額とする。

備考3 市区町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除、株式譲渡枠額控除、配当割額控除の各種控除適用前で、調整控除及び定額減税控除を適用後の額とする。

---

#### (4) 預かり保育補助

---

- 補助上限額
- ① 「3歳児クラス以上」の「保育の必要性を満たす世帯」  
(以上の要件を満たし、施設等利用給付認定の2号を受ける者)  
→1日450円かつ月額11,300円
  - ② 「満3歳児クラス」の「保育の必要性を満たす世帯」で「市町村民税非課税世帯」  
(以上の要件を満たし、施設等利用給付認定の3号を受ける者)  
→1日450円かつ月額16,300円
  - ③ 「満3歳児クラス」の「保育の必要性を満たす世帯」で「市町村民税課税世帯」の「第2子以降」  
※令和7年9月以降は「第2子以降」を「第1子以降」へ拡大  
(以上の要件を満たし、教育・保育給付認定の2号を受ける者)  
→1日450円かつ月額16,300円
  - ④ 「一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)」を利用し「保育の必要性を満たす」市町村民税課税世帯で「0～2歳児」の「第2子以降」  
※令和7年9月以降は「第2子以降」を「第1子以降」へ拡大  
(以上の要件を満たし、教育・保育給付認定の3号を受ける者)  
→月額42,000円
- ※認定の種類や保育の必要性については「4. 認定」ページをご覧ください。

---

■ 補助対象利用料	預かり保育料
■ 補助要件	「■ 補助上限額」欄に記載
■ 給付方法	償還払い(※1)
■ 給付時期	▽4月～9月分：12月末   ▽9月～3月分：5月末
■ 備考	・給付方法のご案内は、狛江市から保護者へ直接ご案内いたします。4月～9月分の手続きは10月に、9月～3月分の手続きは4月にご案内予定です。

---

---

**(5) 実費徴収の補足給付(副食費・教材費に係る補助)**

---

- |           |  |
|-----------|--|
| ■ 補助上限額   | ①副食費補助：月額 4,800 円（令和 7 年 4 月以降より）<br>②日用品・文房具等補助：月額 2,500 円  |
| ■ 補助対象利用料 | ①副食費<br>②日用品・文房具等  |
| ■ 補助要件    | ①市区町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯または、世帯内の小学校 3 年生以下の子を数えて第 3 子以降の幼児<br>②新制度移行幼稚園または認定こども園に在籍し、生活保護法の規定による保護を受けている世帯 |
| ■ 給付方法    | 償還払い（※ 1）  |
| ■ 給付時期    | ▽ 4 月～ 9 月分：12 月末   ▽ 9 月～ 3 月分：5 月末   |
| ■ 備考      | ・給付方法のご案内は、狛江市から保護者へ直接ご案内いたします。<br>4 月～ 9 月分の手続きは 10 月に、9 月～ 3 月分の手続きは 4 月にご案内予定です。                          |

## 4. 認定

私立幼稚園等に支払う利用料に対する給付を受けるためには、『支給認定』を受ける必要があります。在籍する施設の種類や、クラス年齢、家庭状況、希望する給付の種類に応じて、複数の認定がありますので、以下の内容を参照し、認定手続きを行ってください。

認定は、『施設等利用給付認定』と『教育・保育給付認定』の2種類があります。希望する給付制度によっては、『施設等利用給付認定』と『教育・保育給付認定』の両方の認定を受ける必要があります。

### (1) 保育の必要性について

保育の必要性とは、保護者が保育に当たれない状況を示します。

認定区分によっては、保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育の必要性が認められるためには、必要な認定申請書に保護者が保育に当たれない状況を証明する書類を添えてご提出いただきます。

保護者が保育にあたれない状況を証明する書類は下表の「ア」～「ク」のとおりです。(下記ア～クが両親ともに必要)

※20歳以上65歳未満の同居親族(祖父母等)がいる場合は、その方が保育にあたれない状況を証明する書類も必要です。

ア	外勤・内職	就労証明書(市指定様式・会社記入)
イ	自営業・親族経営 会社勤務	就労証明書(市指定様式・自身で記入) ※いずれかの自営を証明する下記の書類の写しが必要で 1. 直近の確定申告書(電子申告の場合には受付番号が付番された申告書(第1表・第2表)) 2. 開業届 3. 給与明細(専従者用・直近3か月) 4. 契約書(直近3か月が範囲内となっているもの) 5. その他(納品書・領収書・メール・通帳の写し等相手先が分かる書類(直近3か月の各月1点ずつ))
ウ	就労内定	就労証明書(市指定様式・会社記入)
エ	病気や障がいがある	障害者手帳の写し・診断書等 ( <b>保育が困難との記載があるもの</b> 。詳しくは問い合わせ又は市の様式を使用)
オ	介護にあっている	介護を証明する書類(介護認定通知書・障害者手帳・療育手帳等の写し、診断書等)及び1週間の介護スケジュールが分かる書類(様式自由)

カ	就学	就学を証明する書類（在学証明書等）及び1週間の就学スケジュールが分かる書類（時間割表等、様式自由）
キ	出産予定	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が分かるページの写し） ※就労中の方は、出産予定でも就労証明書が必要です。
ク	求職活動	就労確約書（市指定様式・自身で記入） ※ハローワークカード又は雇用保険受給資格者証の写し等が必要です。

## （2）施設等利用給付認定

施設等利用給付認定とは、「新制度未移行園」「預かり保育」を利用する幼児の保護者が、支援制度の給付を受けるために必要な認定です。

認定区分	認定条件	備考
1号認定	・満3歳以上の幼児（3歳の誕生日の前日以降）	新制度未移行園の教育時間のみを利用する幼児が受ける認定
2号認定	・満3歳以後、初めの4月1月を経過した幼児（3歳児クラス以上） ・保育の必要性を満たす	新制度未移行園の教育時間に加え、預かり保育に対する給付を受けるための認定
3号認定	・満3歳以後（3歳の誕生日の前日以降）初めの3月31日までの幼児 ・保育の必要性を満たす ・個人住民税非課税世帯	新制度未移行園の教育時間に加え、預かり保育に対する給付を受けるための認定

### (3) 教育・保育給付認定

教育・保育給付認定とは、「新制度移行幼稚園」「認定こども園（幼稚園枠）」「幼稚園型一時預かり事業Ⅱ」を利用する幼児の保護者が、支援制度の給付を受けるために必要な認定です。

認定区分	認定条件	備考
1号認定	・満3歳以上の幼児（3歳の誕生日の前日以降）	新制度移行園・認定こども園（幼稚園枠）の教育時間のみを利用する幼児が受ける認定
2号認定	・満3歳以上（3歳の誕生日の前日以降） ・保育の必要性を満たす	新制度未移行幼稚園・新制度移行幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）の教育時間に加え、預かり保育に対する給付を受けるための認定
3号認定	・満3歳未満（3歳の誕生日の前々日以前） ・保育の必要性を満たす	幼稚園型一時預かり事業Ⅱを利用する幼児が給付を受けるための認定

### (4) 認定区分の決め方について

※幼稚園等在籍児童は、必ずいずれかの認定を受ける必要があります、

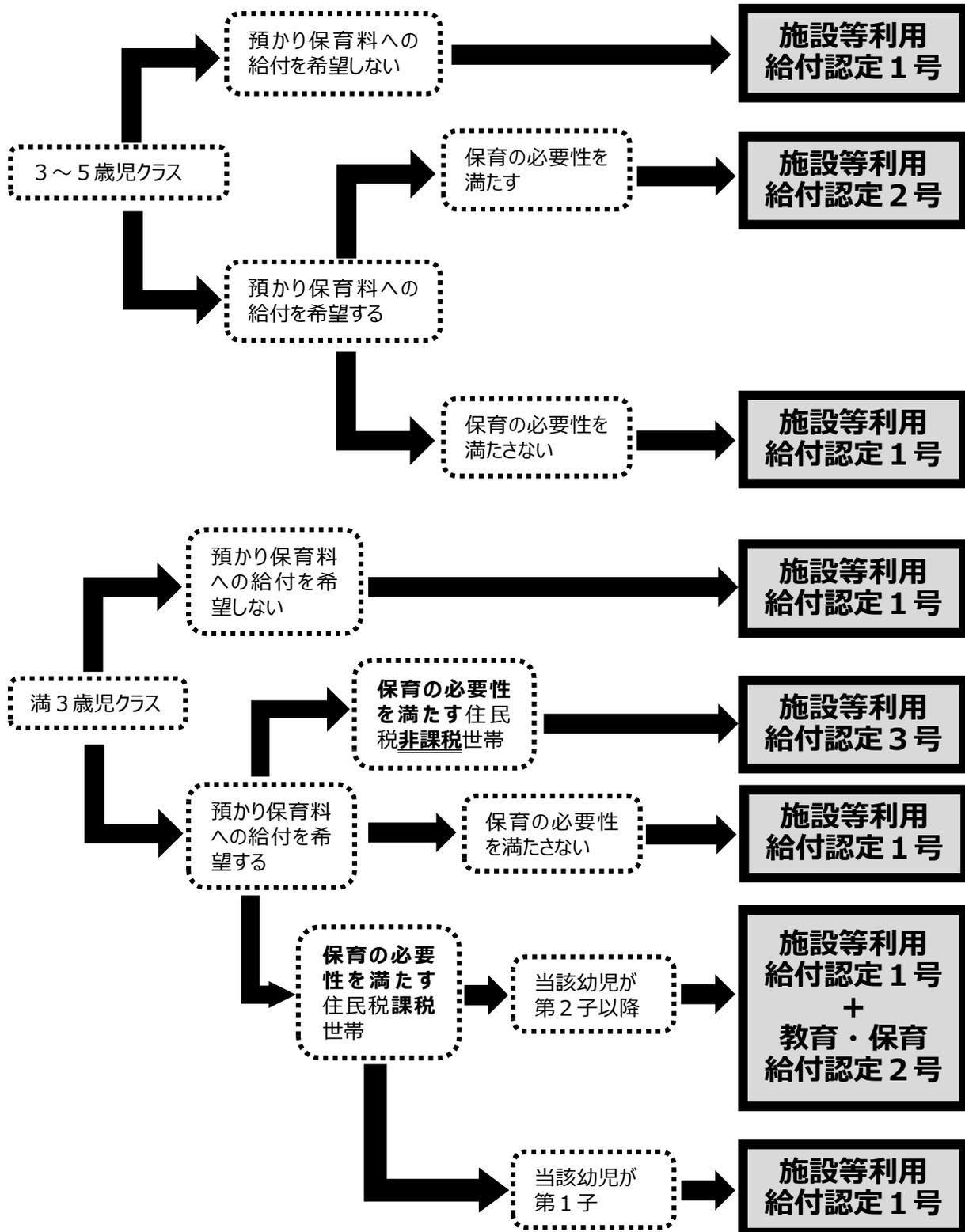
※幼稚園等に所属する幼児に対する給付制度において、施設等利用給付認定3号は3歳以上の幼児が受けられる認定です。ただし、「幼稚園型一時預かり事業Ⅱ」は認可外として扱われ、幼稚園等とは別の区分として扱います。認可外の場合、施設等利用給付認定3号は、0～2歳児でも認定可能とされています。

※「幼稚園型一時預かり事業Ⅱ」に係る給付を希望しない場合は、手続きはございません。

※「幼稚園型一時預かり事業Ⅱ」に係る給付を希望していても条件に該当しない場合は給付を受けられないため、手続きはございません。

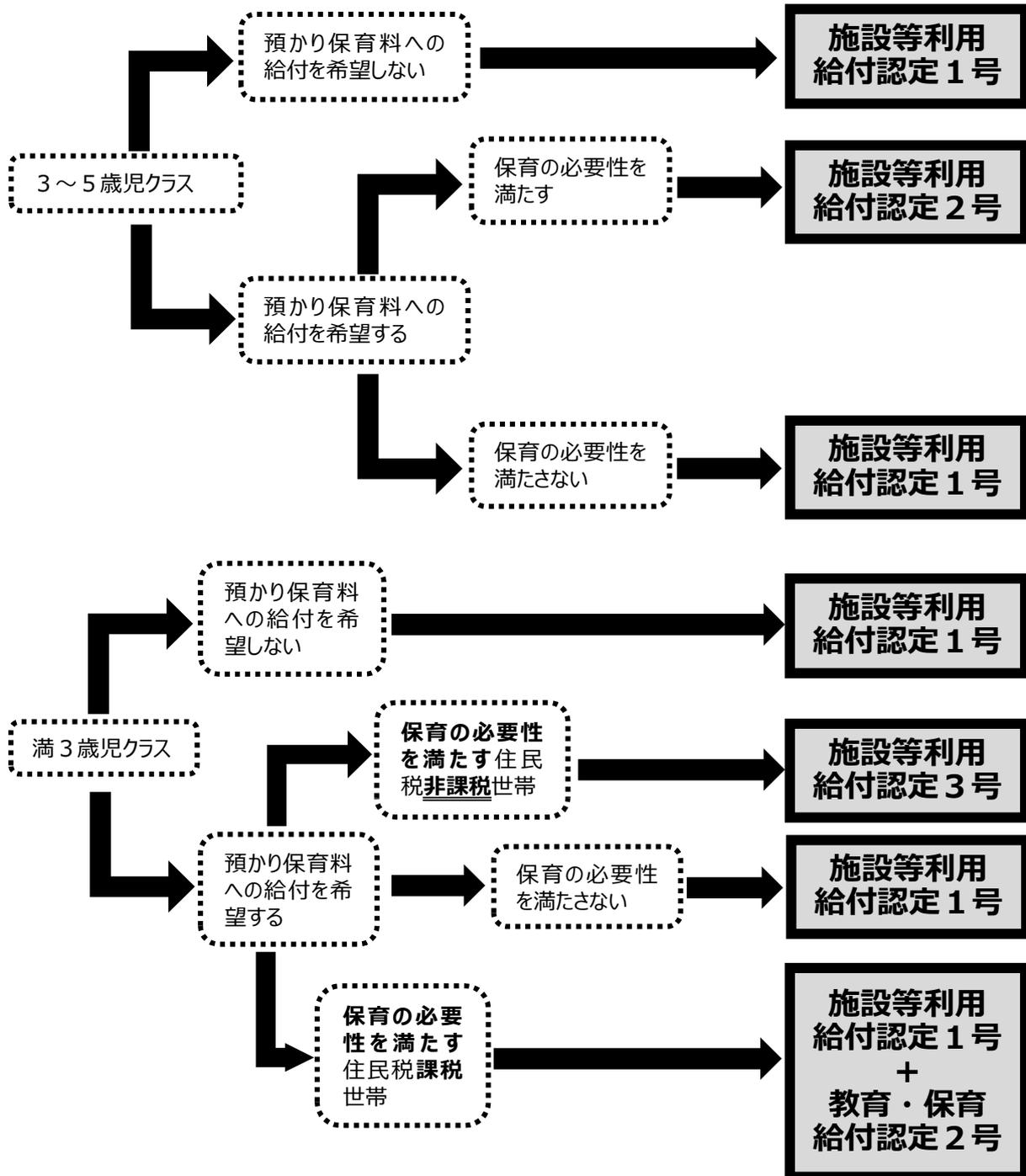
「新制度未移行幼稚園に入園する方・在籍している方」

令和7年8月まで



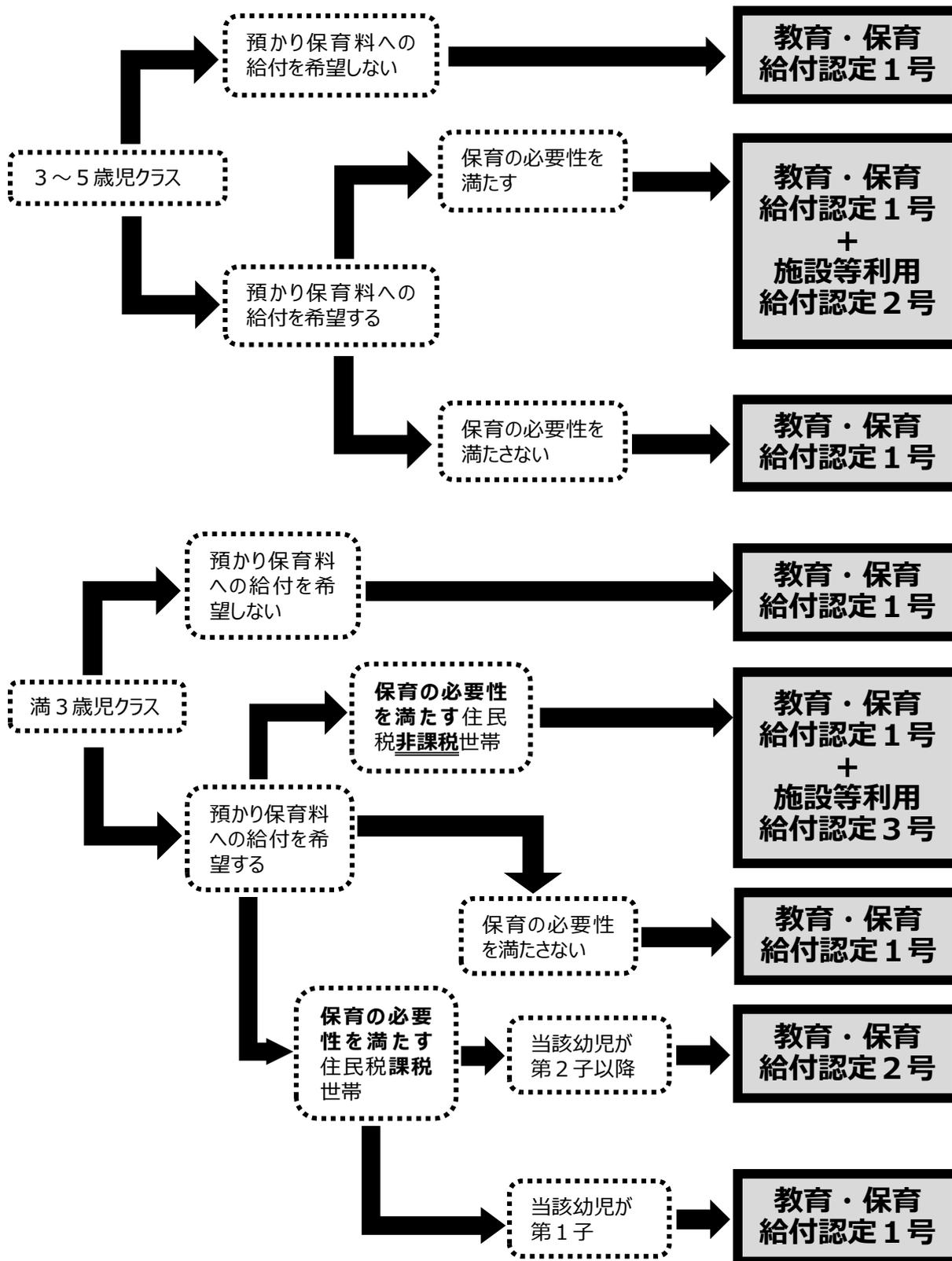
「新制度未移行幼稚園に入園する方・在籍している方」

令和7年9月から



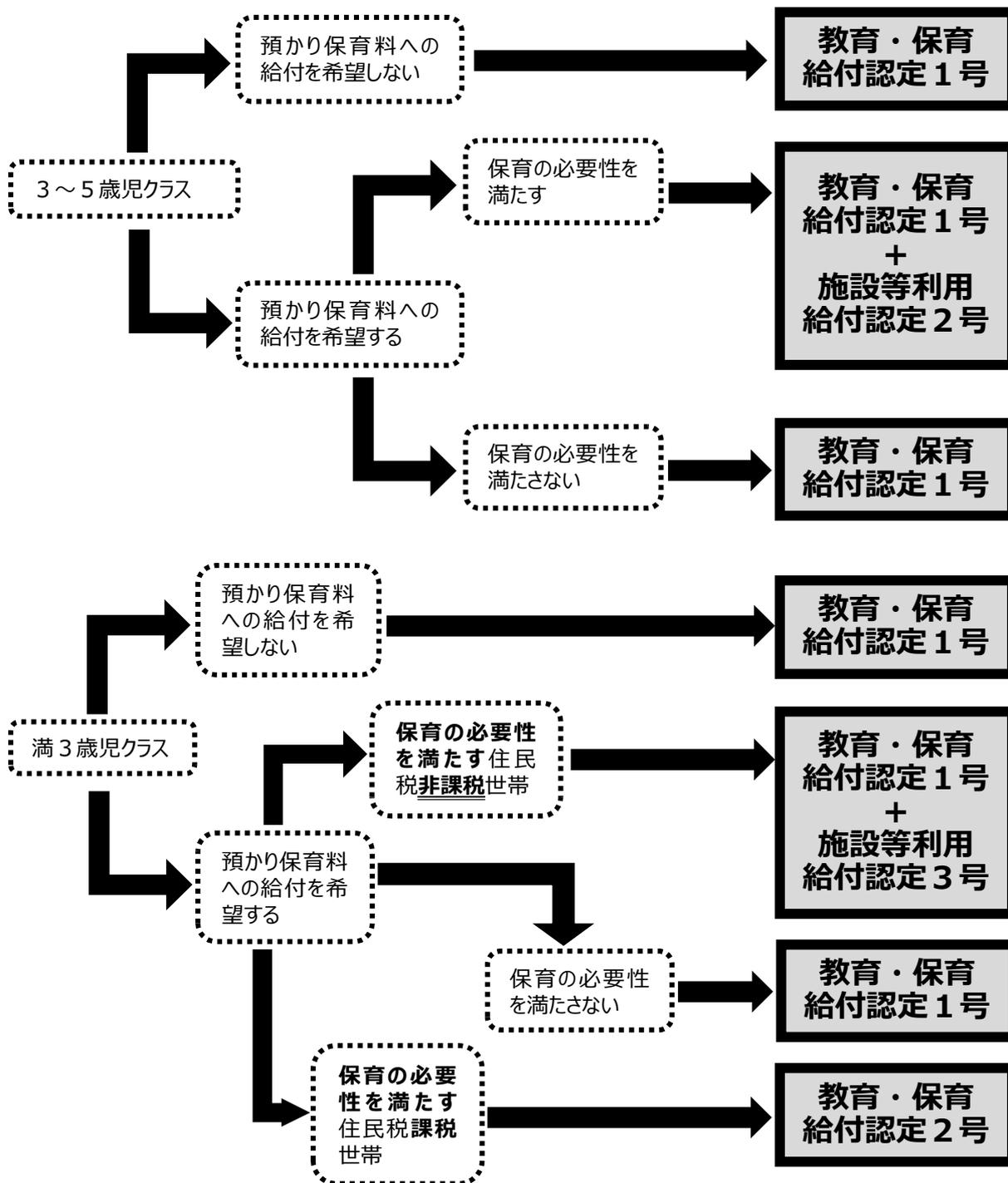
「新制度移行幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）に入園する方・在籍している方」

令和7年8月まで



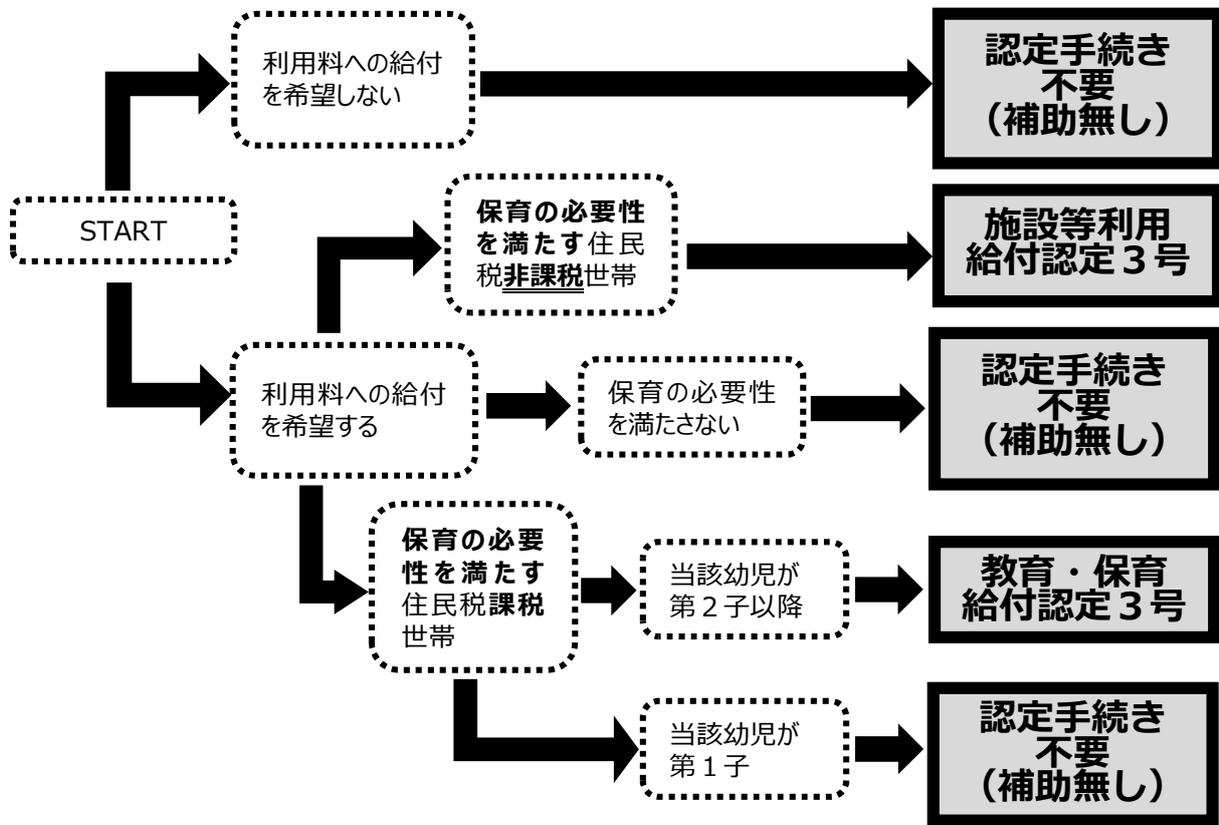
「新制度移行幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）に入園する方・在籍している方」

令和7年9月から

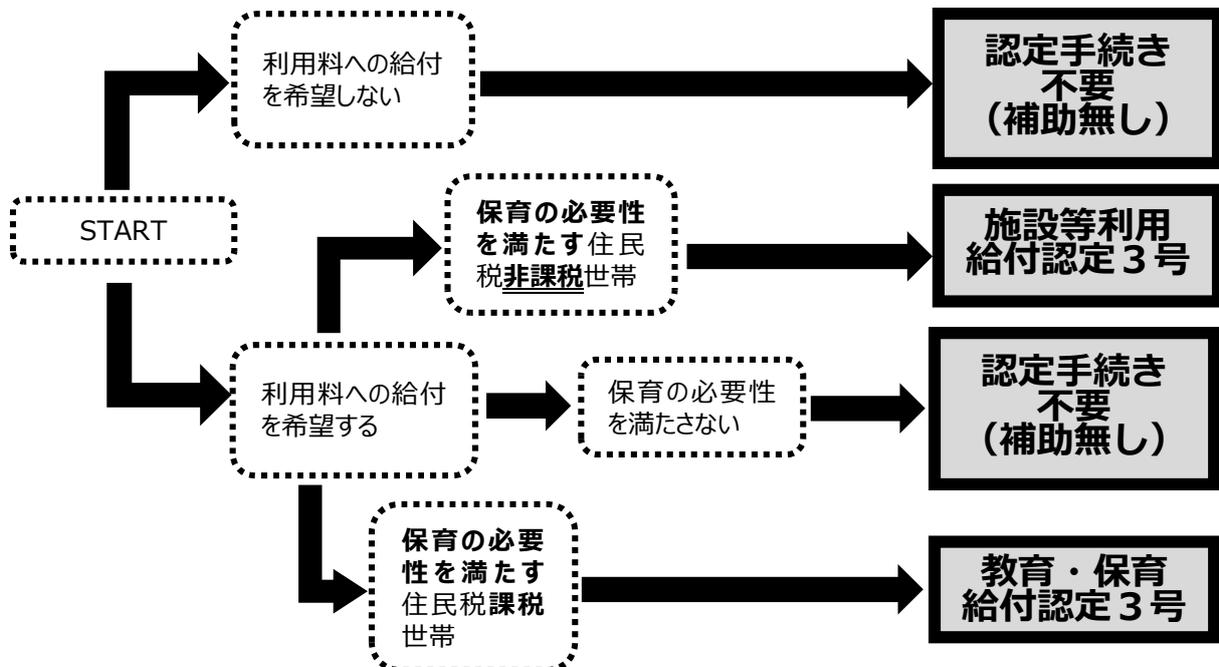


「幼稚園型一時預かり事業Ⅱを利用する・利用している0～2歳児」

令和7年8月まで



令和7年9月から



## 5. 入園後の手続きについて

入園後は、随時手続きを行うことができます。

入園時に受けた認定を別の認定区分へ変更したい場合や認定期間を延長したい場合は、随時狛江市へ認定申請書及び、認定区分に応じた添付書類をご提出ください。

また、入園時の認定手続きにおいて提出した保護者情報を変更したい場合や転居する場合等、世帯情報に変更が生じる場合は、「狛江市子育てのための施設等利用給付認定変更届（第7号様式(第11条関係)）」を狛江市へご提出ください。